水道・下水道

問　上下水道課（☎34－0515）

【水道】

東日本大震災で水道施設へ影響があり、みなさまの生活に多大な支障が発生する結果となりました。そのため、４月請求分（３月検針から４月検針までの期間）の上下水道料金については、請求しないこととしました。

なお、飲料水として供給が再開されていない地域については、再開されるまで中止扱いとし、上下水道料金はいただきません。

【下水道】

下水処理施設が津波の被害を受けています。節水にご協力ください。

下水道受益者負担金の猶予

受益者負担金について、下記のとおり取り扱います。

◆平成23年度公示分（平成22年度工事）

→１年間徴収を延期します。

◆平成19年度公示分から平成22年度公示分（平成18年度から平成21年度工事）

被災した荒浜地区に関しては当分の間、徴収を猶予します。

その他の地区（亘理・逢隈地区）は、例年通り６月に納付書を送付します。

税　金

問　税務課（☎34－1112）

確定申告について

３月11日に発生した地震の影響により、確定申告等の期限がすべての税目において自動的に延長となりました。

延長する期間については、現在確定していませんので、今後、被災者の状況を十分配慮して検討していくことにしています。

町税の納付について

平成22年度分の納期が平成23年３月11日以降に到来するもの（町・県民税・国民健康保険料並びに後期高齢者医療保険料、介護保険税）については、納期限を５月31日まで延長することになりました。

また、平成23年度の税金等の減免については、法令・条例の定めに従って被災状況に応じて行います。詳細については、決まり次第、改めてお知らせします。

固定資産の縦覧について

土地および家屋価格等縦覧帳簿と固定資産台帳の閲覧期間を４月１日から６月30日までと定めましたが、当分の間、縦覧期間と閲覧期間を延長します。期間が決まり次第、改めてお知らせします。

保健・医療・福祉

平成23年度福祉タクシー・自動車等燃料費助成券の交付申請はお済ですか？

在宅で生活する心身に重度の障害のある方に対して、社会参加の支援として、福祉タクシー利用助成券または、自動車燃料費助成券のどちらか一方を交付します。お早めに手続きをしてください。

◆対象

在宅の65歳以上の方で、次の手帳をお持ちの方

①身体障害者手帳１・２級
②療育手帳A判定
③精神障害者保健福祉手帳

【65歳未満の方】

上記65歳以上の対象要件のほか、町民税の所得割が課税されていない場合、該当となります。

◆申込場所　保健福祉課・逢隈支所

交付日時は申請者へ改めてお知らせします。

◆持ち物　障害者手帳等・印鑑・車検証（自動車燃料助成券を申請する方）

問　保健福祉課 福祉班（☎34－1114）

国民健康保険 70歳以上75歳未満の方へ

現在使用している「被保険者証兼高齢受給者証」の一部負担割合は、平成23年３月31日まで１割と記載されていますが、引き続き７月31日まで、現在の被保険者証にて、１割負担で利用できます。（現役並み所得者を除く）

問　保健福祉課 保険給付班（☎34－0501）

母子健康手帳・予防接種手帳の再発行

保健福祉課で再発行をしています。

問　保健福祉課 子ども家庭班（☎34－1114）

東日本大震災で被災された国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の方へ

１．当分の間、保険証がなくても受診できます。
　①保険証を紛失した方
　②保険証を自宅に残したまま避難した方
２．以下の申し出を行った方は、一部負担金を支払う必要はありません。（５月末まで）
　①住家が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
　②主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った方
　③主たる生計維持者が行方不明である方
　④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
　⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
　⑥福島第１・第２原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方（福島第１原発から半径30キロ圏内）

※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象です。

胃がん検診、肺がんCT検診の延期について

５～６月に予定していました胃がん検診、肺がんCT検診を延期します。日程が決まり次第お知らせします。

問　保健福祉課 健康推進班（☎34－0524）

子宮頸がん、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種について

東日本大震災で被災された方は、避難している市町村で受けることができます。接種可能な医療機関については、避難先市町村でお尋ねください。

平成23年４月１日以降が公費負担の対象です。

問　保健福祉課 健康推進班（☎34－0524）

震災等による介護保険の利用者負担取り扱いについて

震災で被災された方で、介護保険サービス事業所に対する利用料等の支払いが困難な方は、支払いが猶予されます。

支払い猶予の申し出については、事業所に備え付けの「介護保険利用者負担減額申請書」に記入をお願いします。後日、町から被保険者や介護保険サービス事業者へ確認する予定ですので、その際はご協力ください。

１．利用料等の支払いが猶予される場合について
　①住家が全半壊、全半焼したとき
　②主たる生計維持者が死亡、行方不明、または重い傷病を負ったとき
　③福島原子力発電所の原子力災害に伴い、国から避難指示を受け避難している方
　④今回の地震により主たる生計維持者が業務を廃止または休止した場合、失職し現在収入がない方
２．支払いが猶予される期間
　当面、５月までの介護保険サービス利用分の支払いを５月末日まで猶予します。
　ただし、主たる生計維持者が行方不明の場合は、行方が明らかになったときまで猶予されます。原子力災害の被災者は避難指示が解除されるまでの期間が猶予されます。

問　保健福祉課 福祉班（☎34－1114）

保育料について

町内認可保育所（園）は４月４日または５日から通常保育を行っています。

この大震災の影響で、平成22年度３月分通常保育料と延長保育料の一部が徴収できない状態となりました。つきましては、次のとおりの取り扱いとさせていただきます。

通常保育料

10日分の日割計算のうえ、後日お渡しする納付書で納付いただきます。

延長保育料（2,000円）

口座振替の方

◆七十七銀行を指定の方は後日お渡しする納付書で納付ください。
◆七十七銀行以外を指定している方は、３月22日に口座振替済です。

納付書で納めている方

後日お渡しする納付書で納付ください。

平成23年３月に卒園したお子さんについては、直接郵送します。郵送先に変更のある場合は保健福祉課へお申し出ください。

平成23年度入所児童に関する入所承諾通知書は、４月中旬以降各保育所を経由してお渡しします。

保育料の減免申請について

今回の大震災により被害を受け生活が著しく困難になった方を対象に、町の規則に基づき保育料の減免を行います。詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。

また、すでに申請を済ませた方については、できるだけ速やかに手続きを進めてまいりますので、しばらくお待ちください。

問　保健福祉課 子ども家庭班（☎34－1114）

ペット

狂犬病集団予防接種の延期について

４月に実施予定だった集団予防接種は延期します。実施時期は改めてお知らせします。なお、動物病院での狂犬病予防接種の受付も現在見合わせています。体制が整いましたらお知らせします。

問　町民生活課 生活班（☎34－1113）

犬の登録・死亡の届出について

町民生活課で受け付けています。

問　町民生活課 生活班（☎34－1113）

災害における各種救済制度

問　保健福祉課 福祉班（☎34－1114）

災害弔慰金

◆受給対象　災害で死亡した方の遺族
◆受給順位　①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母
◆支給額　生計維持者　500万円、その他　250万円

※申請の受付日程が決まり次第改めてお知らせします。

災害障害見舞金

◆受給対象　災害により負傷し、または傷病にかかり一定の障害程度の障害を負った方
◆支給額　生計維持者　250万円、その他　125万円

※申請の受付日程が決まり次第改めてお知らせします。

生活再建支援法

◆対象世帯と支給額
　①住宅が全壊した世帯
　②住宅が半壊または住宅に被害が生じやむを得ず解体した世帯
　③住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

◆支給額

住宅の被害程度（基礎支援金）と再建方法（加算支援金）に応じて、合計100万円から300万円が支給されます。

◆申請受付（第１回目）

基礎支援金（24年４月10日まで）
加算支援金（26年４月10日まで）
下記会場で受付します。

４月20日（水）　17:00～19:00　吉田小、亘理中
４月21日（木）　17:00～19:00　亘理小、逢隈小
４月22日（金）　17:00～19:00　亘理高
４月23日（土）、24日（日）　13:00～16:00　中央児童センター多目的ホール

申請書類

（基礎支援金）り災証明書
住民票の写し（全部記載事項証明）
振込口座通帳　など
（加算支援金）住宅建設の契約書等

被災地に白旗を立てています

自衛隊と消防が複数回捜索を行ったことを示す「白旗」を各地に立てています。
家屋撤去の意思を表示する旗ではありませんので、間違わないようお願いします。

教　育

小中学校の入学式等について

春休み　４月20日（水）まで
臨時休校　４月21日（木）・22日（金）
始業式　４月25日（月）

亘理小学校　9:00～
　校庭（雨天の場合各教室）
荒浜小学校　9:00～
　逢隈小２階多目的室
吉田小学校　8:55～
　吉田小音楽室
長瀞小学校　8:40～
　吉田中体育館
逢隈小学校
　２・３・４年　8:30～
　５・６年　9:25～
　逢隈小３階視聴覚室
高屋小学校　8:40～
　高屋小体育館
亘理中学校　9:00～
　亘理中屋外スペース（雨天時、１階オープンスペース）
荒浜中学校　9:45～
　逢隈中体育館
吉田中学校　9:00～
　吉田中多目的室
逢隈中学校　8:40～
　逢隈中体育館

入学式　４月26日（火）

亘理小学校　10:00～
　中央児童センターホール
荒浜小学校　10:00～
　逢隈小２階多目的室
吉田小学校　10:00～
　吉田小音楽室
長瀞小学校　10:00～
　吉田中体育館
逢隈小学校　10:00～
　逢隈小３階視聴覚室
高屋小学校　10:00～
　高屋小体育館
亘理中学校　13:00～
　亘理中１階オープンスペース
荒浜中学校　13:30～
　逢隈中アッセンブリーホール
吉田中学校　13:30～
　吉田中体育館
逢隈中学校　13:30～
　逢隈中体育館

奨学金貸付募集の延長について

申込期限が３月24日までの亘理町奨学金貸付申請については、５月13日（金）まで延長します。

問　学務課 教育総務班（☎34－0509）

転校などはご相談ください

転校など小中学校に関することは学務課へご相談ください。また、教科書をなくされた方は学校へ申し出てください。

問　学務課 教育総務班（☎34－0509）

生涯学習事業について

町主催の大会等および各公民館並びに体育施設事業・講座等については、当分の間実施しません。また、荒浜公民館・勤労青少年ホーム、吉田公民館・吉田体育館の事業については中止します。なお、公民館・体育館等の教育施設は、当分の間、利用できませんのでご理解願います。

問　生涯学習課 生涯学習班（☎34－0510）

図書館の貸出図書等について

図書館は当分の間休館します。図書・DVDを借りている方は、開館するまで保管願います。

問　生涯学習課（☎34－0510）

集会所

南集会所（ゆうゆう作業所２階）、東集会所（旧亘理保育所）については、地震により使用不可となりました。また、中集会所（保健センター２階）は、当分の間利用できませんのでご理解願います。なお、中集会所の使用再開時期については、改めてお知らせします。

問　企画財政課 財務班（☎34－0502）

さざんか号

町民乗合自動車「さざんか号」は、当分の間運休します。運転再開の時期が決まり次第改めてお知らせします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いします。

問　企画財政課 企画班（☎34－0502）

役場窓口

役場本庁

役場本庁舎は、東日本大震災により被害を受け危険建物として使用できない状況です。このため、庁舎前プレハブで業務を行っています。

なお、都市建設課・税務課・上下水道課・産業観光課・教育委員会は変更ありません。

各課の連絡先と災害に関する各種担当窓口は次のとおりです。

（市外局番　0223）

総務課　34－1111
　災害対策本部、り災証明書の発行、緊急生活支援金
税務課　34－1112
　軽自動車税の課税停止（軽自動車・125CC以下のバイクなど）、確定申告の期間延長、町税の納付
町民生活課　34－1113
　各種証明発行、届出、人権・行政・消費生活相談、犬の登録、家庭ごみ
　災害関係　地震ごみ
保健福祉課
福祉班　34－1114
　介護保険、障害（児）者福祉、生活保護
　災害関係　災害弔慰金、災害障害見舞金、生活再建支援法等
子ども家庭班　34－1114
　子ども手当、母子手帳発行、乳幼児健診、保育所・児童クラブ
健康推進班　34－0524
　予防接種、健診、保健指導
　災害関係　被災家屋等の消毒
保険給付班　34－0501
　国民健康保険、後期高齢者医療、乳幼児医療費助成
　災害関係　保険証の再発行など
会計課　34－1115
　町税等の納付
　災害関係　義援金の受付
企画財政課　34－0502
　さざんか号の運行、集会所の管理
　災害関係　寄附金・ふるさと納税受付
産業観光課　34－0503
　災害関係　中小企業の融資に係るり災証明書発行、産業支援
農業委員会　34－0504
　農地の転用・売買
都市建設課　34－0507
　道路等の維持、自転車等駐車場管理
　災害関係　応急仮設住宅、住宅の応急修理制度、がれきの撤去
上下水道課　34－0515
　水道料金、下水道使用料、水道の給水開始・中止・廃止届
　災害関係　受益者負担金の猶予
学務課　34－0509
　災害関係　奨学金募集の延長
生涯学習課　34－0510
　学校等を除く教育施設の関係
　生涯学習事業等の実施

休日当番医

４月24日
山形外科医院（祝田東・34－3171）
ライフタウン歯科クリニック（名取市・022－386－1825）
山形歯科クリニック（駅前東・34－2133）

４月29日
菊地内科医院（山元町・37－3300）
佐藤歯科・矯正歯科医院（中町・33－0355）

５月１日
柿沼循環器科（中泉・32－2871）
美田園歯科（名取市・022－343－8721）
遠藤歯科医院（岩沼市・24－2598）

５月３日
高橋内科乳腺クリニック（中泉・33－1121）
あいタウン歯科クリニック（岩沼市・23－6480）

５月４日
佐藤外科内科（34－1251）
めでしま歯科医院（名取市・022－384－1840）
済生堂歯科クリニック（森房・32－0406）

５月５日
板橋胃腸科肛門科（中泉・34－8911）
小島歯科医院（岩沼市・22－6480）

※診療は午前９時から午後５時までです。急患のみの診療です。変更される場合もありますので、新聞等でご確認ください。

家庭ごみの収集日程

分別区分	亘理A地区	亘理B地区	亘理C地区	亘理D地区	亘理E地区	亘理F地区
もえるごみ	月曜日 木曜日	月曜日 木曜日	月曜日 木曜日	水曜日 土曜日	水曜日 土曜日	水曜日 土曜日
プラスチック製容器包装	金曜日	金曜日	火曜日	月曜日	月曜日	火曜日
缶・びん類	第１・第３ 火曜日	第１・第３ 水曜日	第１・第３ 金曜日	第２・第４ 火曜日	第２・第４ 木曜日	第２・第４ 金曜日
資源ごみ	第１・第３ 水曜日	第１・第３ 火曜日	第２・第４ 金曜日	第１・第３ 木曜日	第２・第４ 火曜日	第１・第３ 金曜日
※２ ガラスくず・せともの類	第１ 火曜日	第１ 水曜日	第１ 金曜日	第２ 火曜日	第２ 木曜日	第２ 金曜日
※１ 金属製品 複合素材製品	第３ 火曜日	第３ 水曜日	第３ 金曜日	第４ 火曜日	第４ 木曜日	第４ 金曜日

※１　ビン、ガラスくず、せともの、金属製品、複合素材製品は、通常コンテナに入れることになっていますが、津波でコンテナが流されてしまったため、当分の間、リサイクル資源袋に入れて（分別して）出してください。
※２　ガラスは危険ですので、袋が割れないよう二重にするなどして出してください。
※３　ごみ袋が入手できない場合は、市販の透明な袋に入れて出してください。袋には、行政区と名前を必ず記入してください。
※４　有害・危険ごみは、現在回収していません。当分の間、自宅で保管してください。

引っ越された方へ

引越し先のごみ集積所が分からないときは、行政区長や近所の方へお尋ねください。また、集積所によって取り決めがある場合もありますので、事前にご確認ください。

［ごみの収集地区］

区分	行政区
亘理A	**亘理地区**：舘南上、舘南下、南町南、南町北、上町南、上町北、南城東、北城東、中町南、中町北、五日町 **吉田地区**：下大畑、南長瀞、北長瀞
亘理B	**亘理地区**：新井町、新町中、新町南、新町北、駅前西、駅前東、下茨田、祝田東、祝田西、祝田南、新町、桜小路東、桜小路中、桜小路西
亘理C	**逢隈地区**：上郡、下郡、小山、田沢、早川の一部（逢隈字郡） **亘理地区**：鹿島、神宮寺、倉庭
亘理D	**逢隈地区**：森房、上の町、中泉、今泉、牛袋、十文字町、十文字村、早川（逢隈字郡を除く）
亘理E	**逢隈地区**：榎袋、鷺屋、蕨 **亘理地区**：高屋、柴町 **荒浜地区**：本郷
亘理F	**吉田地区**：吉田、中原、旭台、上大畑、一本松、新丁、浜吉田西、浜吉田北

記載のない行政区は現在回収を見合わせています。